

ミットヨ製品のRoHS指令への対応状況はどうなっている？

※2019年からご案内しておりました内容を2021年1月現在の状況に修正しております。

【改訂履歴】

FAQID-231(2019年3月時点の対応状況。FAQ公開終了)

FAQID-291(2021年1月時点の対応状況。)

■ 欧州RoHS指令への対応・・・2011/65/EU

欧州における化学物質規制である”RoHS指令”は、2011年7月21日に発効(改正)し、6物質(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル・ポリ臭化ジフェニルエーテル)が規制されていました。こちらの6物質への規制は「2017年7月22日」上市からとなっております。
弊社製品は対応実施済みです。

■ 欧州RoHS指令 規制物質追加とその対応・・・(EU)2015/863

規制物質の見直しで、4物質(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)・フタル酸ブチルベンジル・フタル酸ジブチル・フタル酸ジイソブチルフタル酸ビス)が追加され、10物質規制となりました。
追加物質を含む規制は「2021年7月22日」からとなりますが、2021年1月現在生産している製品については対応実施済みです。

■ その他ご案内

- ・弊社の電気電子機器製品は、欧州RoHS指令の2011/65/EU ANNEX I カテゴリー9項(工業用監視制御機器)に属します。
- ・この規制は「電器電子製品」に対するもののため、電子パーツを含まないアナログモデル(マイクロメータ・M110やノギス・N20、ダイヤルゲージ・2046S等)は対象外です。
- ・弊社は、地球環境保全に積極的に取り組むべく電気電子機器に相当しない測定機器も含めて全商品RoHS指令に対応させる作業を進めています。
- ・個別の対応状況については、弊社営業所までお問い合わせください。